

日吉自然の家の食事・食物アレルギー対応

並びに食数の確認について

<アレルギーの対応について>

日吉自然の家で提供する食事のアレルギーの対応については、食堂業者「(株) Goo (ぐ〜)」と連携を図り利用者の安全に配慮する観点から、対応できる範囲を次の対応手順により確認し実施します。ただし、その対応は、学校が児童(利用者)に対してアレルギーの原因把握及びその対応方法(除去等)を明確にしている場合に限ります。

そこで、各学校は、日吉自然の家ホームページの宿泊関係資料から「献立及び食事材料表」・「原材料表」を確認し、様式A・Bを作成してください。

あわせて、「すり身づくり体験」においてもアレルギー対応を必要とする児童がいる場合は同様に記載してください。

<対応手順> (学校が給食で実施している食物アレルギー対応児童について)

1 アレルギー対応の申込 (校長 ⇒ 自然の家：2週間前までに提出)

① 学校は、児童のアレルギー情報を確認し、対応が必要な児童について、「食事アレルギー対応申込書」(様式A)を作成してください。

② 除去食・代替え食等、具体的な対応方法については、当日の食事内容を「献立及び食事材料表」・「原材料表」にて確認し、「食物アレルギー対応方法について」(様式B)をご記入ください。

※なお、ご不明な点がある場合は食堂業者へご確認ください。また、綿密な情報交換が必要な場合は、学校の食物アレルギー担当者と「Goo (ぐ〜)」の栄養士とが直に内容確認を行い不測の事態が起こらないよう進めます。

③ 学校は様式A・様式Bを日吉自然の家に2週間前までに提出してください。

2 食堂業者との確認・決定 (自然の家 ⇄ 食堂業者 ⇄ 学校)

「食事アレルギー対応申込書」(様式A)、「食物アレルギー対応方法について」(様式B)を受け、日吉自然の家(以後自然の家と記載)は確認後、食堂業者に提出します。

食堂業者は、不明な点や確認が必要な事項があれば学校(食物アレルギー担当者)に問い合わせ、対応方法を確認し決定します。それ以外の場合は当日の対応となります。

3 食事の受け渡し方法の確認と提供 (当日)

(食堂業者、自然の家勤務員立合 ⇒ 学校)

① 入所時、食物アレルギー対応児童の確認。(自然の家 ⇒ 学校)

② 食物アレルギー対象者氏名を表示し、アレルギー対応食の準備。(食堂業者)

③ 業者は当該児童の氏名、内容を学校に確認。(自然の家・食堂業者 ⇒ 学校)

④ 3者で立会確認・様式Bに確認サイン。(食堂業者・自然の家勤務員・学校)

⑤ 当該児童に除去食等を確実に配膳する。(学校)

※ 調理・配食の準備は、アレルギー食を優先する場合があります。

食事が冷めることをご理解ください。

※ 配膳された料理に他の食品やドレッシング類が混入しないよう配慮してください。

※ お代わり等、食事中の指導については、学校同様でお願いします。

5 食事中及び食後の児童の健康観察（学校）

食物依存性運動誘発アナフィラキシーの児童は注意をして下さい。

6 その他

① 献立、食事材料等の提供に関することは、食堂業者の栄養士の確認のもと行います。対応について、調整等が必要な場合は、その都度、食堂業者、学校、保護者で協議及び調整を行います。

② 炊事活動でのアレルギー対応についても、食堂業者栄養士に確認しながら進めていきます。

<食数について、学校・自然の家・食堂との相互確認について>

紙面に残すことで、行き違いや誤解を防ぎます。

① 申請書の食数を食堂と相互に確認（fax 送信により、自然の家 ⇄ 食堂業者）

② 確認したことは、fax 内容を紙面で残す。（自然の家）

③ 食数変更は書面で連絡（学校 ⇒ 食堂業者）し、変更後自然の家へも電話連絡する。
（学校 ⇒ 自然の家）

④ 食数変更は、宿泊学習初日の出発前までが締め切り。

※ 食堂業者「(株) Goo (ぐ〜)」 電話・Fax (822) 7221